

2023 東大門區家族センター

多文化家族訪問教育 事前説明会

目次

- 1 サービスの種類
- 2 お申込み方法および授業の進め方
- 3 サービス中断および延長
- 4 サービスの利用規則

韓国語教育サービス

生活で使う言葉を身につけ、文化を理解できるように体系的なレベル別韓国語教育サービスを提供

対象

- 最初の入国5年以下の結婚移民者や中途入国子女

(ただし、入国5年以上が経過した場合でも、妥当な理由がある場合、自治体長との協議の上、サービス支援が可能)

教育期間

- 週 2回
- 2時間授業
(20分休憩時間含む)
- 総 80会期進行(約 10ヶ月)

教育内容

- 韓国語教育 1~4段階
- 語彙、文法、トーキング、文化

父母教育サービス

言語・文化の違いなどで子育てに困らないよう、結婚移民者の両親に親教育サービスを提供

対象

- 妊娠・出産・乳幼児期
(妊娠中～生後12ヶ月以下)
 - 幼児期
(12ヶ月以上～48ヶ月以下)
 - 児童期
(48ヶ月超過～12歳以下)
- 子どもがいる結婚移民者

教育期間

- 週 2回
- 2時間授業
(20分休憩時間含む)
- 生涯周期別各1回、40回進行
(約5ヶ月)

教育内容

- 子育ての支援のための父母教育
- 家族相談および情緒支援サービス
- その他の韓国生活に必要な情報提供

こどもの生活サービス

自我・情緒・社会性発達に困難を経験しないよう多文化家族のこどもにこどもの生活サービスを提供

対象

- 満3歳~12歳の多文化家族のこども、中途入国子女(但し、小学校に在学中の児童の場合、満12歳を超過しても事業対象に含まれる)
- 中途入国子供は、こどもの生活/韓国語選択1

教育期間

- 週 2回
- 2時間授業
(20分の休憩時間を含む)
- 総 80会期進行 (約 10ヶ月)

教育内容

- 認知領域: 読書コーチング、宿題指導、発表討論
- 自我情緒社会領域: 自我情緒
- 文化力量強化領域: 文化認識
- 市民教育領域: 基本的な生活習慣

訪問教育の申請

1. センター会員登録(必要書類：家族関係証明書、外国人登録証のコピー)
2. 訪問教育サービスの申請
* 状況によって待機になることがあります
3. 住民センター訪問
社会福祉サービスおよび 給与提供(変更)申請書作成 ➡ 所得判定 ➡
判定結果(無料または69,920ウォン発生)
4. 訪問教育指導士に連携

授業の進め方

1. 訪問教育指導士対象者家庭に連絡 → 授業日程調整 → 訪問教育指導士家庭訪問
保護者相談 初期面接紙作成 → 対象者事前評価進行(レベルテスト)

2. 本人負担金

基準中位所得150%超過家庭(本人負担金発生)、
月8回基準(69,920ウォン)本人負担金を入金した後、授業進行

例:3月8日授業開始予定の場合、1週間前の3月2日までの賃金

サービス中断

1. 利用者のサービス中止要請
2. サービス利用制限による中止処理
 - ① 不正受給
 - ② 訪問教育指導士に身体的・精神的被害を誘発する場合
 - ③ センター及び訪問教育指導士と事前協議なく授業時間を3回以上破った場合
 - ④ 利用料金未前払い時(有料対象者)

サービス中断および延長

서비스延長

- 延長ができるサービス:韓国語教育、こどもの生活サービス
- 延長期間:追加1回(最大6ヶ月、40回期)延長可能
- 特例対象:多子女家庭(3児以上)、家族構成員のうち障害のある家庭、基礎生活受給対象家庭、ひとり親家庭

サービス利用規則

1. **サービス利用は重複禁止**です。
 - 1) 他の訪問教育サービス(韓国語教育、保護者教育)子供生活サービス同時提供不可
 - 2) 既存の子供生活サービス利用者の場合、追加提供不可
 - 3) センター内の言語発達サービス、韓国語教育(集合)の同時利用不可
2. 授業の延期、日程の変更は、**1週間前**に必ず相談してください。
3. サービスの一時中断時は、必ずセンターの担当者を通じて**中断申請書を作成**してください。
4. 申請したサービス期間又は会期をすべて満たすことができずにサービスが終了した場合であっても、**サービスが1回提供されたものであるため、今後のサービスの提供はできなくなります。**

※ ただし、サービス中断(中止)事由が出産、母国訪問など特別な事由に該当する場合、1回に限り、証拠資料提出時に残った会期サービスを提供可能